

2026（令和8）年度 大阪大学大学院高等司法研究科
一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（憲法）出題の趣旨

本問は、日本国憲法が保障する信教の自由及び政教分離に関する基礎的知識を有するかを確認するとともに、事案に即した応用的思考ができるかを試すものである。

まず、事例からも明らかなように見解（イ）は宗教上の組織若しくは団体に対する持続化給付金の支給が政教分離原則違反となるという主張である。この主張の当否を津地鎮祭事件上告審判決や那覇孔子廟事件上告審判決などに触れつつ判例・学説に照らして政教分離原則の趣旨・解釈・判断枠組みなどを示して検討することが求められる。他方、（ア）は、一見政策論に見えるものの、一般的な制度からの宗教上の組織若しくは団体の除外は、信仰を理由とする差別の可能性がある。これを踏まえて、憲法20条1項ないし14条1項に関する判例・学説に触れながら解釈と判断枠組みを提示して検討することが求められる。これらの検討を重ねると、（ア）及び（イ）どちらも正しいといった結論に辿り着く場合がある。このような場合には、信教の自由と政教分離原則が対立する場合にどのように調整するかについても検討する必要がある。また、（ア）や（イ）の検討に際して、両者が対立する可能性を念頭におきつつ解釈論を展開することもありうる。

なお、本問の素材は、2020年に新型コロナ対応として実施された持続化給付金の給付規程において、宗教上の組織若しくは団体の除外規定がおかれていたことであるが、このことに関する判例はなく、本問もこの事例の知識や所見の有無を問うものではない。